

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第7号

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則（平成27年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育の利用の申込み) 第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条に規定する認定（支援法第19条第2号及び第3号に掲げる区分に限る。）を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）が、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、保育所等入所申込書（保育台帳）を、福祉事務所に提出し申し込まなければならない。	(保育の利用の申込み) 第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条に規定する認定（支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる区分に限る。）を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）が、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、保育所等入所申込書（保育台帳）を、福祉事務所に提出し申し込まなければならない。
2 <省略>	2 <省略>
3 第1項の申込みには、支援法第19条第2号又は第3号に規定する内閣府令で定める事由に該当することを証明する書類その他福祉事務所長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、前項の申請と併せて申込みを行う場合において、既に必要と認める書類の提出が	3 第1項の申込みには、支援法第19条第1項第2号又は第3号に規定する内閣府令で定める事由に該当することを証明する書類その他福祉事務所長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、前項の申請と併せて申込みを行う場合において、既に必要と認める書類の

あったときは、これを要しない。

提出があったときは、これを要しない。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。